

# 住宅用家屋証明書について

## 1、申請のできる期間

- ・ 当該住宅用家屋の、新築または取得のあった日から1年以内  
ただし、増築または改築は新築とみなし、増築または改築のあった日から1年以内

## 2、申請に必要な書類

### ( 新 築 )

- ① 住宅用家屋証明申請書
  - ② 確認済証および検査済証
  - ③ 登記事項証明書(※1)、または登記完了証および受領証(※2)
  - ④ 住民票
- \* 下記(※5)に該当する方は、①～④に加えて書類の提出が必要です。

### ( 建 売 )

- ① 住宅用家屋証明申請書
  - ② 確認済証および検査済証
  - ③ 売買契約書
  - ④ 登記事項証明書(※1)、または登記完了証および受領証(※2)
  - ⑤ 住民票
  - ⑥ 家屋未使用証明書
- \* 下記(※5)に該当する方は、①～⑥に加えて書類の提出が必要です。

### ( 中 古 )

- ① 住宅用家屋証明申請書
  - ② 売買契約書
  - ③ 登記事項証明書(※1)
  - ④ 住民票
- \* 下記(※5)に該当する方は、①～④に加えて書類の提出が必要です。

- ※1 インターネット登記情報提供サービスから取得した登記情報書類を使用する場合は、発行年月日および照会番号(10桁)の記載があるものをご提出ください。
- ※2 電子申請の場合は、登記完了証のみご提出ください。また、受領証は登記申請書の写しでも提出可能です。
- ※3 ①および⑥以外の書類は、写しを用意して申請してください。
- ※4 住宅用家屋証明書は当市で作成および発行しております。申請時に証明書を作成いただく必要はありません。また、郵送による申請も取扱いしております。
- ※5 以下に該当する場合は、上記に加えて書類の提出が必要となります。
- ・ 未入居の場合
    - ◆ 申立書 (※建売または中古の場合は、当該宅地建物取引業者の入居見込み確認書も可)
    - ◆ 現在の家屋の処分方法がわかるもので、A～Dのいずれか (※C以外は写し)
      - A 売却する場合 …… 売買契約書または媒介契約書等
      - B 賃貸する場合 …… 賃貸借契約書または媒介契約書等
      - C 親族が居住する場合 …… 当該親族の申立書等
      - D 現在の家屋が借家や社宅等の場合 …… 賃貸借契約書、使用許可書または家主の証明書等、現住家屋が申請者の所有家屋ではないことを証する書類
  - ・ 認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は、認定申請書の副本および認定通知書
  - ・ 中古住宅で、特定の増改築等が行われた住宅については、増改築等工事証明書  
そのうち、給排水管または雨水の侵入を防止する部分に係る工事に要した費用が50万円を超える場合は、加えて住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する既存住宅売買瑕疵担保責任保険付証明書
  - ・ 中古住宅で、昭和56年12月31日以前に建築された家屋については、新耐震基準に適合していることを証明した書類

## 3、建物の要件

- ・ 家屋の床面積が50㎡以上であり、90%を超える部分が住宅であること

## 4、証明手数料

- ・ 1,300円/件